

平成30年度ひよこプリスクール自己点検・自己評価リスト

実施日：平成31年5月1日

記入者：職 園 長 氏名 今井 伸江

【点検結果評定基準】 A： 適正 B： 一部改善を要する C： 改善を要する D： 対象外

《職員》

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
1	<p>職員の状況</p> <p>① 職員配置基準について</p> <p>ア 園長を設置していますか。</p> <p>イ 教育及び保育に直接従事する職員(注)数は、基準を満たしていますか。</p> <p style="margin-left: 20px;">0歳児 おおむね3人につき1人 1・2歳児 おおむね6人につき1人 3歳児 おおむね20人につき1人 4歳以上児 おおむね30人につき1人</p> <p>注：副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師</p> <p>注：乳児4人以上が利用している幼保連携型認定こども園においては、保健師又は看護師を、一人に限って保育教諭とみなすことができます。ただし、学級を担任することはできません。</p> <p>ウ 教育及び保育に直接従事する職員は、必要な資格を有していますか。</p> <p>注：各職員の必要な資格</p> <p style="margin-left: 20px;">○副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事する者） ・・・幼稚園教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士登録を受けている者（平成27年度から5年間は特例により、片方の資格で可）</p> <p style="margin-left: 20px;">○助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事する者） ・・・幼稚園教諭の臨時免許状を有し、かつ、保育士登録を受けている者（平成27年度から5年間は特例により、幼稚園教諭の臨時免許状のみで可）</p> <p>エ 園長が専任でない場合、1人を加配していますか。</p> <p>オ 上記アからエの配置基準を満たしていない場合、または必要な資格を有していない場合、公定価格上の減算措置がなされていますか。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>D</p> <p>D</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律→以下「認定こども園法」第14条 ・前橋市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例→以下「幼保基準条例」第5条 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(通知)(H26.11.28府政共生第1104号26文科発891号雇児発1128第2号) ・認定こども園法第15条及び附則第5条 ・幼保基準条例第5条及び附則第4条 ・特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について(H28.8.23府子本第571号他)→以下「留意事項」別紙3Ⅱ(2)ii 	<p>クラス担任表、勤務割表(ローテーション表)等</p>

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等																					
	<p>カ 調理員は配置していますか。(調理業務の全部を委託する場合を除く) 注：2・3号認定に係る利用定員が40名以下場合は1人、151名以上の場合は3人、それ以外の場合は2人</p> <p>キ 学校医、学校歯科医、学校薬剤師を配置していますか。</p> <table border="1" data-bbox="331 331 1193 480"> <tr> <td>医師名</td> <td>小野田喜代美</td> <td>相馬豊</td> <td>竹内佳世</td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療機関名</td> <td>貝沢中央病院</td> <td>相馬歯科医院</td> <td>調剤薬局元気の森</td> <td></td> </tr> <tr> <td>診療科目</td> <td>小児科</td> <td>歯科</td> <td>薬剤師</td> <td></td> </tr> </table> <p>② 次の時間帯において、教育及び保育に直接従事する職員が2名以上配置されていますか。</p> <p>ア 標準時間認定利用時間開始から短時間認定利用時間開始までの時間帯 イ 短時間認定利用時間終了から標準時間認定利用時間終了までの時間帯 ウ 標準時間認定利用時間以外の延長保育時間帯 注：短時間認定利用時間・・・8時間 標準時間認定利用時間・・・11時間</p> <p>③ 公定価格上の基本分単価に含まれる配置基準について ア 2・3号認定児の利用定員が90人以下である場合、1人加配していますか。</p> <p>イ 保育標準時間認定児を受け入れる場合、1人加配していますか。</p> <p>ウ 主幹保育教諭等(副園長、教頭、指導教諭も可)2人を専任化させるための代替要員を2人(常勤1名、非常勤1名)加配していますか。また、当該主幹保育教諭を学級担任としていませんか。 また、上記要件が満たされていない場合、公定価格上の減算措置がされていますか。</p> <table border="1" data-bbox="405 1225 981 1358"> <tr> <td>代替職員氏名</td> <td>柴田いくみ</td> <td>中根佳代子</td> </tr> <tr> <td>雇用形態</td> <td><input checked="" type="radio"/>常勤・非常勤</td> <td><input checked="" type="radio"/>常勤・非常勤</td> </tr> </table> <p>注：該当する雇用形態に○を付けてください。</p> <p>エ 上記の定数に加えて非常勤講師等を加配していますか。</p>	医師名	小野田喜代美	相馬豊	竹内佳世		医療機関名	貝沢中央病院	相馬歯科医院	調剤薬局元気の森		診療科目	小児科	歯科	薬剤師		代替職員氏名	柴田いくみ	中根佳代子	雇用形態	<input checked="" type="radio"/> 常勤・非常勤	<input checked="" type="radio"/> 常勤・非常勤	<p>D</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>D</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>・認定子ども園法第27条準用学校保健安全法第23条</p> <p>・幼保基準条例第5条</p> <p>・留意事項別紙3Ⅱ1(2)ii</p> <p>・公定価格に関するFAQ</p>	<p>学校医等の契約書、委嘱状</p> <p>勤務割表(ローテーション表)等</p>
医師名	小野田喜代美	相馬豊	竹内佳世																						
医療機関名	貝沢中央病院	相馬歯科医院	調剤薬局元気の森																						
診療科目	小児科	歯科	薬剤師																						
代替職員氏名	柴田いくみ	中根佳代子																							
雇用形態	<input checked="" type="radio"/> 常勤・非常勤	<input checked="" type="radio"/> 常勤・非常勤																							

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等																						
	<p>オ 上記アからエの配置基準を満たしていない場合、または必要な資格を有していない場合、公定価格上の減算措置がなされていますか。</p> <p>カ 事務職員及び非常勤事務職員を配置していますか。 注：非常勤事務職員は、認定こども園全体の利用定員が91人未満である場合及び、施設長等の職員が兼務する場合や業務委託する場合は、配置は不要です。</p> <p>キ 施設型給付上の加算の中で、専任が要件となっている職員を、基準上の職員に含めていませんか。</p> <p>○下記一覧の項目の中で、貴施設において受けている加算項目にチェックを入れてください。</p> <table border="1" data-bbox="331 560 1193 970"> <thead> <tr> <th data-bbox="331 560 383 603"></th> <th data-bbox="383 560 1070 603">✓欄 加算項目</th> <th data-bbox="1070 560 1193 603">配置人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="331 603 383 651" rowspan="5">常勤</td> <td data-bbox="383 603 1070 651">✓ 学級編制調整加配加算</td> <td data-bbox="1070 603 1193 651">1 人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 651 1070 699">✓ チーム保育加配加算</td> <td data-bbox="1070 651 1193 699">2 人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 699 1070 746">✓ 3歳児配置改善加算</td> <td data-bbox="1070 699 1193 746">※1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 746 1070 794">✓ 満3歳児対応加配加算</td> <td data-bbox="1070 746 1193 794">※2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 794 1070 842">✓ 低年齢児保育補助</td> <td data-bbox="1070 794 1193 842">※3</td> </tr> <tr> <th data-bbox="331 842 383 879"></th> <th data-bbox="383 842 931 879">✓欄 加算項目</th> <th data-bbox="931 842 1193 879">非常勤職員 氏名</th> </tr> <tr> <td data-bbox="331 879 383 927" rowspan="2">非常勤</td> <td data-bbox="383 879 931 927">療育支援加算</td> <td data-bbox="931 879 1193 927"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="383 927 931 970">入所児童処遇特別加算</td> <td data-bbox="931 927 1193 970"></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 3歳児の配置を20：1から15：1にしている場合に加算 ※2 満3歳児(注)の配置を20：1から6：1にしている場合に加算 ※3 1歳児の配置を6：1から5：1にしている場合に補助(市単) 注：満3歳児・・・年度途中で3歳を迎え、1号認定を受けた子ども</p> <p>④ 最低基準上の定数の一部に短時間勤務（1日6時間未満又は月20日未満勤務）の保育教諭を配置していますか。 <u>該当</u> 有 ・ 無</p> <p>「有」の場合、次のいずれの条件も満たしていますか。</p> <p>ア 常勤の保育教諭が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループに係る最低基準上の保育従事者の定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること <u>適</u> ・ 否</p>		✓欄 加算項目	配置人数	常勤	✓ 学級編制調整加配加算	1 人	✓ チーム保育加配加算	2 人	✓ 3歳児配置改善加算	※1	✓ 満3歳児対応加配加算	※2	✓ 低年齢児保育補助	※3		✓欄 加算項目	非常勤職員 氏名	非常勤	療育支援加算		入所児童処遇特別加算		<p>㊦</p> <p>㊦</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>・「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（H10. 2. 18児発第85号）</p> <p>・「短時間勤務の教育・保育従事者の常勤換算について」（H27. 11. 27児福第30052-73号児童福祉課長通知）</p> <p>・留意事項第4</p>	
	✓欄 加算項目	配置人数																								
常勤	✓ 学級編制調整加配加算	1 人																								
	✓ チーム保育加配加算	2 人																								
	✓ 3歳児配置改善加算	※1																								
	✓ 満3歳児対応加配加算	※2																								
	✓ 低年齢児保育補助	※3																								
	✓欄 加算項目	非常勤職員 氏名																								
非常勤	療育支援加算																									
	入所児童処遇特別加算																									

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
	<p>イ 常勤の保育教諭に代えて短時間勤務の保育教諭を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育教諭を充てる場合の勤務時間数を上回ること（常勤換算値で確認）</p> <p>⑤ 各施設・事業所の就業規則で定めた勤務時間を下回る者のうち、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する保育士についても、④と同様に取り扱うこととしていますか。 <u>該当 有・無</u></p> <p>⑥ 学級の編制について ア 3歳以上児について、共通利用時間に学級が編制されていますか。 イ 1学級の園児数は35人以下となっていますか。 ウ 各学級ごとに専任の保育教諭等を1人以上置いていますか。 注：保育教諭等・・・主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭 注：学級担任は、専任の副園長若しくは教頭が兼ねることができ、また、学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p> <p>⑦ 園長は、教育・保育の質及び職員の資質の向上のため、次の取り組みを行っていますか。 ア 園長の方針の下に、保育教諭等職員が相互に連携しながら、教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画や指導の改善を図っていますか。 イ 教育及び保育の内容並びに子育て支援等に関する全体的な計画に基づき、組織的かつ計画的に教育及び保育活動の質の向上を図っていくことに努めていますか。</p> <p>⑧ 職員名簿、保育士登録証等資格書類の写し、出勤簿（又はタイムカード）、休暇簿、超過勤務命令簿及び出張命令簿は整備されていますか。</p> <p>⑨ 保育教諭を他の業務、又は他の施設等に兼務させていませんか。</p> <p>⑩ 保育教諭としての資格要件を満たしていない者を、最低基準上の保育教諭として業務に従事させていませんか。 また、保育教諭としての資格要件を満たしていない者で、最低基準上の保育教諭とみなされる者は、次の要件を満たしていますか。 <u>該当 有・無</u> <input type="checkbox"/> 小学校教諭、養護教諭 <input type="checkbox"/> 知事が保育教諭と同等以上の知識及び経験を有すると認める者（算定上必要な保育教諭が1人となるとき等）</p>	<p>D</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>D</p>	<p>・公定価格に関するFAQ</p> <p>・幼保基準条例第4条</p> <p>・幼保基準条例第5条</p> <p>・幼保連携型認定こども園教育・保育要領（H29.3.31内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）→以下「教育・保育要領」第1章第2-1</p> <p>・認定こども園法施行規則第26条準用学校教育法施行規則第28条</p> <p>・認定こども園法第15条及び同法附則第5条</p> <p>・幼保基準条例附則第8～11条</p> <p>・保育所等における保育士配置に係る特例について（H28.2.18雇児発0218第2号）</p>	<p>勤務割表（ローテーション表）等</p> <p>職員会議録 研修復命書等</p> <p>職員名簿、出勤簿（タイムカード）、休暇簿、超過勤務命令簿、出張命令簿 幼稚園教諭免許状、保育士登録証（保育士資格証は不可）</p>

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
	<p>⑪ 非常勤職員・臨時職員の雇用に当たっては「雇用通知書」の交付又は「雇用契約書」の締結をしていますか。</p> <p>⑫ 非常勤職員・臨時職員に交付する「雇用通知書」又は「雇用契約書」には、明示すべき労働条件が漏れなく記載されていますか。</p> <p>必要な事項： ア) 労働契約の期間に関する事項 イ) 契約の更新の有無及び更新の条件（期間の定めがある場合） ウ) 就業の場所、従事すべき業務に関する事項 エ) 始業・終業時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇、就業時転換に関する事項 オ) 賃金の決定、計算、支払の方法、賃金の締切り、支払の時期、昇給、賞与、退職金に関する事項 カ) 退職に関する事項（解雇の事由を含む）</p>	A A	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条 労働基準法第15条 労働基準法施行規則第5条 パートタイム労働法第6条 	雇用通知書等
2 職員研修	<p>① 職員の資質向上のため、研修を活用していますか。</p> <p>② 研修終了後報告をさせ、不参加の職員に研修内容を周知していますか。</p> <p>③ 参加者に偏りはありませんか。</p>	A A A	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法第90条第1項（第89条2項2号準用） 幼保基準条例第13条により準用する前橋市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（→以下「最低基準条例」）第9条第2項 	研修復命書等
3 職員の健康管理	<p>① 職員（非常勤・臨時職員を含む）の雇入れ時に健康診断を実施していますか。また、その費用は事業者が負担していますか。</p> <p>② 職員の健康診断（人間ドックを含む。）は、毎年定期的に行っていますか。</p> <p>③ 調理、調乳等に従事する職員の検便を実施していますか。</p>	A A A	<ul style="list-style-type: none"> 労働安全衛生法第66条 労働安全衛生規則第43条 労働安全衛生規則第44条 認定こども園法第27条準用学校保健安全法第15条及び学校保健安全法施行規則第15条 社会福祉施設における衛生管理について（H9.3.31社援施第65号）別添大量調理施設衛生管理マニュアルⅡ5(4)③ 	職員健康診断結果（記録） 検便実施記録
4 給与等の状況	<p>① 給与規程を整備していますか。</p> <p>② 給与規程に、給料表、初任給格付基準、前歴換算基準が整備されていますか。</p> <p>ア 給料表 <u>有</u>・無</p>	A A	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準法第89条第2号 	給与規程 給与台帳

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
	<p>イ 初任給格付基準 有・無</p> <p>ウ 前歴換算基準 有・無</p> <p>③ 規定に基づき初任給格付、前歴換算を行っていますか。</p> <p>④ 初任給の決定経過は給与台帳等により明確になっていますか。</p> <p>⑤ 規定に基づき定期昇給及び昇格を行っていますか。</p> <p>⑥ やむを得ず定期昇給を行わない場合、その理由が明確になっていますか。</p> <p>⑦ 定期昇給以外に特別の昇給を行っている場合、その理由が明確になっていますか。</p> <p>⑧ 施設長等の給与が当該施設の給与水準に比較して極めて高額となっていますか。</p> <p>⑨ 各種手当は規定に基づき支払っていますか。</p> <p>⑩ 割増賃金（超勤手当、休日勤務手当、夜勤手当）は、勤務命令に基づき算出経過を明らかにしたうえで支給していますか。</p> <p>⑪ 旅費規程が整備されていますか。</p> <p>⑫ 規定に基づき旅費を支給していますか。</p> <p>⑬ 基本分単価の上昇分を職員の賃金改善につなげていますか。 <input checked="" type="checkbox"/> 賃金改善要件分について、給与改善を実施すること。 <input checked="" type="checkbox"/> 副主幹保育教諭・専門リーダーに月額4万円を上乗せすること。 <input checked="" type="checkbox"/> 職務分野別リーダーに月額5千円を上乗せすること。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>D</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>D</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>・施設型給付費等に係る処遇改善等加算について（H27. 3. 31府政共生第349号他）</p>	<p>各種届出（扶養、通勤、住宅） 時間外勤務命令（実績）簿</p> <p>旅費規程 出張命令簿、旅費支給簿</p>
5 就業規則等の状況	<p>① 就業規則を整備していますか。</p> <p>② 常時10人以上の職員を使用する施設については、就業規則（変更の場合を含む）が労働基準監督署へ届出されていますか。</p> <p>③ 就業規則の作成（変更）にあたり、労働組合又は職員の代表の意見を聴いていますか。</p> <p>④ 就業規則を、どのような方法で職員に周知していますか。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>・労働基準法第89条</p> <p>・労働基準法第89条</p> <p>・労働基準法第90条</p> <p>・労働基準法第106条</p>	<p>就業規則</p> <p>意見書</p>

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
	<p>該当欄にチェックしてください。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 常時、職員の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 書面を職員に交付すること</p> <p><input type="checkbox"/> 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ職員がその内容を常時確認できる機器を設置すること</p> <p>⑤ 職員（非常勤・臨時職員を含む）の勤務時間（始業、終業）を就業規則で明示していますか。</p> <p>⑥ 規則と実態とは一致していますか。 例）始業時間、終業時間、休憩時間、年次有給休暇等</p> <p>⑦ 週労働時間は、法定労働時間以内ですか。</p> <p>⑧ 時間外及び休日労働は、職員の代表と書面による協定を締結し、労働基準監督署に届出していますか。（労働基準法36条協定）</p> <p>⑨ ⑧の有効期間は、過ぎていませんか。（1年間）</p> <p>⑩ 職員（非常勤・臨時職員を含む）の年次有給休暇の付与日数は、労働基準法に定める日数を下回っていませんか。※H22.4.1法改正：労使協定締結により、年5日を限度として時間単位での取得可能。</p> <p>⑪ 年次有給休暇の未取得日数を、翌年度へ繰越していますか。</p> <p>⑫ 賃金の一部を控除（法定控除を除く）している場合、職員の代表と書面による協定を締結していますか。（労働基準法第24条協定）</p> <p>⑬ 育児休業、介護休業に関する規程が整備されていますか。 （平成29年10月1日施行に合わせ、規程を改正していますか。）</p> <p>⑭ 高齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正に伴い、65歳未満の定年を定めている事業主は、65歳までの安定した雇用を確保するため次のいずれかの措置を講じていますか。 ア 定年の引上げ イ 継続雇用制度の導入 ウ 定年の定め廃止 ※イの場合の措置を具体的に記載してください。 （希望者で再雇用の対象となる基準を満たした場合）</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>・労働基準法施行規則第52条の2</p> <p>・労働基準法第89条</p> <p>・労働基準法第32条</p> <p>・労働基準法第36条</p> <p>・労働基準法施行規則第16条</p> <p>・労働基準法第39条</p> <p>・労働基準法第24条</p> <p>・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5～9条、21条、23条、24条</p> <p>・高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条</p>	<p>時間外労働・休日労働に関する協定書（36協定）</p> <p>休暇簿</p> <p>賃金控除に関する協定書（24協定）</p> <p>育児休業等規程</p> <p>就業規則</p>

《設備・防災》

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
1 施設設備	<p>① 施設の設置運営最低基準について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要な設備を設けていますか。 ・園舎面積、園庭面積は基準を満たしていますか。 ・乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室は基準以上の面積が確保されていますか。 ・ 2歳未満児と2歳以上児（年度当初の年齢）の保育室等を区画していますか。 ※年度途中において、2歳未満児室の面積が不足する等の理由により、満2歳になった子どもを、順次2歳以上児室に移すことは可能です。 ・飲料用設備、手洗用設備及び足洗用設備を備えていますか。 ・満3歳以上の園児の保育室は学級数分確保されていますか。 ・必要な園具、教具を備えていますか。 ・幼保連携型認定こども園である旨の掲示をしていますか。 ・建物・設備の規模及び構造の変更等が行われている場合に、所轄庁への届出が行われていますか。 <p style="text-align: center;">該当 <u>有</u> ・ 無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育室等を2階以上に設けている場合、建物が基準の要件に該当していますか。 ・園児の疾病等の事態に備え、保健室等の環境を整えていますか。また、救急用の薬品・材料等を常備していますか。 <p>② 建物、構築物及び設備の維持管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カーテン、じゅうたん等は、防災性能を有するものですか。 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>⊘</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼保基準条例第6条、第7条 条例附則第3条、第5条及び第6項 ・幼保基準条例第7条第2項 ・幼保基準条例第8条 ・幼保基準条例第11条 ・認定こども園法施行規則第15条 ・幼保基準条例第6条準用最低基準条例第34条8号 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領→以下「教育・保育要領」第3章第1-3(4) ・消防法第8条の3 ・消防法施行令第4条の3第1項、第2項、第3項 ・幼保基準条例第13条第1項準用最低基準条例第34条第8号(3階以上に乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所を設ける建物) 	<p>最新の変更届</p>

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・每学期1回以上の施設・設備等の安全点検、日常的な点検を行っていますか。 ・園具及び教具の保守点検は、行われていますか。また、点検結果の記録は整備していますか。 	<p>A</p> <p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園法施行規則第27条に準用する学校保健安全法施行規則第28条第29条 ・教育・保育要領第3章第3-2(3) 	<p>施設安全チェックリスト</p> <p>園具点検簿等</p>
2 防火・防災対応等	<p>① 防火管理者について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防火管理者が選任されていますか。 職・氏名 <u>井草 晃</u> また、常時勤務していない職員や管理監督的立場にない職員が防火管理者に選任されていませんか。 ・所轄消防庁又は消防署長への届出がされていますか。 <p>② 消防計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の異動、改築時等に見直しが行われていますか。 ・風水害、地震等の自然災害に関する内容が含まれていますか。 ・所轄消防庁又は消防署長への届出がされていますか。 ・計画の内容は、職員へ周知されていますか。 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第8条 ・消防法施行令第1条の2第3項 ・消防法施行令第3条 ・消防法施行規則第3条の2 ・消防法施行令第4条の2の6 ・消防法施行規則第3条 ・社会福祉施設における火災防止対策の強化について (S48. 4. 13社施第59号) 	<p>防火管理者選任(解任)届出書</p> <p>消防計画(作成届出書)</p>
3 消防用設備	<p>① 設置義務設備の整備・維持管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機器点検を6ヶ月毎に行っていますか。また、点検結果の記録は保管されていますか。 ・故障箇所、整備不良等に対し、適切な改善が図られていますか。 <p>② 点検結果が、所轄消防署へ1年に1回以上報告されていますか。</p> <p>③ 消防の立入検査時の指摘事項に対する改善が図られていますか。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第17条3の3 ・平成16年5月31日消防庁告示第9号 ・社会福祉施設における防災対策の強化について (S58. 12. 17社施第121号) ・消防法第5条 	<p>消防用設備等点検結果記録</p> <p>消防立入検査結果</p>
4 防災訓練	<p>① 避難訓練及び消火訓練について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練、消火訓練は、消防計画のとおり必ず実施されていますか。 	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育要領第3章第4-2 ・消防法施行規則第3条第10項 	<p>訓練実施記録(避難・消火)</p>

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 風水害や土砂災害を想定した訓練を実施していますか。 ・ 必要に応じ、所轄消防機関等の立ち会いがされていますか。 ② 計画に基づく訓練が実施され、実施記録が整備されていますか。 ③ 非常時における協力体制を確保するため、地域機関等との連携を図っていますか。 ④ 不審者対策、災害マニュアルについて <ul style="list-style-type: none"> ・ 風水害、地震等の自然災害に備えた災害マニュアルを策定していますか。 ・ 不審者対策マニュアル等を策定していますか。 ・ 定期的に防犯訓練を実施し、結果の記録を整備していますか。 	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について (H28. 9. 9雇児総発0909第2号) ・ 社会福祉施設における防災対策の強化について (S58. 12. 17社施第121号) ・ 教育・保育要領第3章第4-3 ・ 教育・保育要領第3章第4-2(1) ・ 教育・保育要領第3章第3-2(3) 	<p>災害マニュアル</p> <p>不審者対策マニュアル</p> <p>防犯訓練記録</p>

《給食》

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
1 献立・栄養管理	① 栄養給与量について <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳未満児、以上児ごとに食事摂取量（栄養給与目標）が算出されていますか。 ・ 栄養量が確保されていますか。 ② 給食は、あらかじめ作成された献立により調理され、その実施内容が明らかになっていますか（行事の日に提供する簡易給食等も記載がありますか）。	A A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（H27. 3. 31雇児母発331001号） ・ 幼保基準条例第13条準用最低基準条例第15条第2項、第4項 	栄養出納簿、栄養月報 保健所立入調査結果 献立表、給食日誌
2 給食材料の発注・受入	① 給食材料の発注について <ul style="list-style-type: none"> ・ 発注書等の作成・保管状況は、適切ですか。 ・ 献立表に基づいた発注となっていますか。 ・ 事前に会計責任者の決裁（承認）を受けていますか。 ② 給食材料の受入について <ul style="list-style-type: none"> ・ 即日消費できない品目等について、品目ごとに受入、使用量及び残高を明らかにするため、給食材料受払簿を整備していますか。 	A A A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（H9. 6. 30雇企第16号） 	発注書 食品材料受払簿
3 検食等	① 検食について <ul style="list-style-type: none"> ・ 調理関係者が行っていませんか。 ・ 検食を行った時間、検食者の意見等検食結果を記録していますか。 ・ 検食簿を調理関係者に供覧していますか。 ② 職員の供食費について <ul style="list-style-type: none"> ・ 供食費を検食者から徴収していませんか。 ・ 供食費の徴収額は、実費相当額となっていますか。 	A A A A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会福祉施設等における食品の安全確保等について（H20. 3. 7雇児総発・社援基発・障企発・老計発第0307001号） 	検食簿
4 給食会議等	① 給食会議等を開催し、子どもの喫食状況や給食内容について話し合いをしていますか。 ② 食物アレルギーのある子どもの対応を図っていますか。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食物アレルギーのある子どもについては、医師の診断に基づき、生活管理指導表（専門医、かかりつけ医などの指導・指示書）の提出を受けていますか。 	A A A	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育保育要領第3章第2 ・ 教育保育要領第3章第2-6 ・ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」について（H23. 3. 17雇児保発0317第1号） 	給食会議録 専門医・かかりつけ医などの指導・指示書

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等								
	<ul style="list-style-type: none"> 継続して食物アレルギーの対応が必要な子どもは、年1回以上、生活管理指導表の更新を受けていますか。 食物アレルギーのある子どもについては、生活管理指導表に基づく給食の提供を行っていますか。 食物アレルギーのある子どもの除去解除を行う際は、書面による、保護者の除去解除申請に基づき行っていますか。 <p>③ 食育の計画を指導計画に位置づけるとともに、その評価、それを踏まえた改善に努めていますか。</p>	A A A A	<ul style="list-style-type: none"> 教育保育要領第3章第2-3 	<p>除去、代替食についての記録(給食日誌等) 除去解除申請書</p> <p>食育の計画、指導計画、実施記録等</p>								
5 3歳以上児の食事	<p>① 3歳以上児の主食(1号認定児は副食も含む。)は、家庭から持参していますか。</p> <p>② ①が「無」(施設で提供)の場合、どのように対応していますか。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>1号認定:</td> <td>月額・日額</td> <td>5100</td> <td>円を徴収</td> </tr> <tr> <td>2号認定:</td> <td>月額・日額</td> <td>1050</td> <td>円を徴収</td> </tr> </table>	1号認定:	月額・日額	5100	円を徴収	2号認定:	月額・日額	1050	円を徴収	無 A	<ul style="list-style-type: none"> 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条第4項第3号(H26.4.30内閣府令第39条) 	出納簿
1号認定:	月額・日額	5100	円を徴収									
2号認定:	月額・日額	1050	円を徴収									
6 給食委託※委託している場合のみ記入してください。	<p>① 施設職員による調理と同様な給食の質が確保される場合にのみ、調理業務の委託を行っていますか。</p> <p>② 施設内の調理室を利用していますか。</p> <p>③ 栄養士による必要な配慮がなされていますか。例)栄養指導等</p> <p>④ 施設の必要な業務について</p> <ul style="list-style-type: none"> 給食の重要性を認識させていますか。 栄養基準及び献立の作成基準を明示していますか。 給食業務従事者の健康診断及び検便結果を確認していますか。 嗜好調査及び残食調査を実施していますか。 <p>⑤ 受託業者の適切性について</p> <ul style="list-style-type: none"> 所要の栄養量が確保されていますか。 	A A A A A A A A	<ul style="list-style-type: none"> 幼保基準条例第13条準用児童福祉施設基準条例第35条 幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について(H28.1.18府子本第448号) 	業務委託契約書								

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続的かつ安定的に業務を行える体制がありますか。 ・ 栄養士が確保されていますか。 ・ 調理業務従事者は相当な経験を有する者ですか。 ⑥ 調理業務委託の契約は適正に締結されていますか。 <small>例) 業務代行保証、損害賠償等</small>	A A A A		
7 満3歳以上の児童への食事の提供 <small>※外部搬入を実施している場合のみ記入してください</small>	① 満3歳以上の児童に対する食事の提供について、認定こども園外で調理し搬入する方法（外部搬入）により行っていますか。 ② 最低基準の要件を満たすとともに、給食設備や食事の提供に関する実施計画及び給食業務に従事する職員配置等は適正ですか。 ③ 所轄庁への児童福祉施設運営方法変更届出が行われていますか。 ④ 夏季休業期間に外部搬入を行えない場合等に、自園調理を行うよう努めていますか。	D D D D	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について（H28.1.18 府子本第448号） ・ 幼保基準条例第13条準用最低基準条例第35条 	児童福祉施設運営方法変更届出書

《教育及び保育》

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
1 教育及び保育内容	<p>① 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、教育と保育を一体的に提供するために創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応して作成されていますか。</p> <p>② 指導計画（年間、月間、週、日計画等）について、特に次の事項について適切に作成されていますか。</p> <p>ア 園児の発達の過程を見通し、園児の実態に即した具体的なねらい及び内容を設定し、適切な環境を構成していますか。</p> <p>イ 3歳未満児については、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成していますか。</p> <p>ウ 異年齢で構成されるグループ等での指導に当たっては、園児一人一人の生活や経験、発達の過程などを把握し、適切な指導や環境の構成ができるよう考慮していますか。</p> <p>エ 長時間にわたる教育及び保育については、園児の発達の過程、生活のリズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けていますか。</p> <p>オ 障害のある園児の指導にあたっては、指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うため、指導計画又は家庭、地域及び関係機関と連携した支援計画を個別に作成し活用することに努めていますか。</p> <p>③ 毎学年の教育週数は、39週を下回っていませんか。</p> <p>④ 1日の教育時間は4時間を標準とし、園児の心身の発達の程度や季節等に適切に配慮していますか。</p> <p>⑤ 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、1日につき8時間を原則とし、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して定めていますか。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>・教育保育要領第1章第2</p> <p>・教育保育要領第1章第2-2(2)</p> <p>・教育保育要領第1章第3-4(2)</p> <p>・教育保育要領第1章第3-4(2)</p> <p>・教育保育要領第1章第3-4(5)</p> <p>・教育保育要領第1章第2-3(1)</p> <p>・幼保基準条例第9条</p> <p>・教育保育要領第1章第2-1(3)</p> <p>・教育保育要領第1章第2-1(3)</p>	<p>教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画</p> <p>指導計画 個別の指導計画 （3歳未満児）</p> <p>個別の指導計画及び支援計画（障害児）</p> <p>園則、教育保育計画</p>

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
	<p>⑥ 1日の開園時間は原則11時間としていますか。 [開所時間] <u>平日：7時00分～19時00分（うち、長時間保育7:00-7:30, 18:30-19:00）</u> <u>土曜：7時00分～19時00分（うち、長時間保育7:00-7:30, 18:30-19:00）</u></p> <p>⑦ 子ども毎の利用時間は適正なものになっていますか。 <u>平日：保育標準時間 7時30分～18時30分(2号、3号認定)</u> <u>保育短時間 8時00分～16時00(2号、3号認定)</u> <u>教育時間 9時00分～13時00分(1号、2号認定)</u></p> <p><u>土曜：保育標準時間 7時30分～18時30分(2号、3号認定)</u> <u>保育短時間 8時00分～16時00(2号、3号認定)</u> <u>教育時間 9時00分～13時00分(1号、2号認定)</u></p> <p>⑧ 開園日は、日曜日及び国民の祝休日を除いた日とすることを原則としていますか（土曜日閉所減算の施設はこの限りではありません）。</p> <p>⑨ 在籍する園児の指導要録を作成していますか。また、進学した場合は、その抄本又は写しを進学先に送付していますか。（転園した場合は転園先とします。）</p> <p>⑩ 教育及び保育並びに子育て支援事業について、適切な項目を設定し、自己評価を行っていますか。</p> <p>⑪ 自己評価の結果を公表していますか。</p> <p>⑫ 自己評価の結果を踏まえた園児の保護者その他の関係者による評価を行い、その結果の公表に努めていますか。</p> <p>⑬ 教育及び保育等その他の運営状況について、定期的に外部評価を受け、その結果の公表に努めていますか。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>C</p> <p>C</p>	<p>・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（H26. 11. 28府政共生第1104号26文科発891号雇児発1128第2号）</p> <p>・認定こども園法施行規則第30条 ・幼保連携型認定こども園園児指導要録の改善及び認定こども園こども要録の作成等に関する留意事項等について（H30. 3. 31府子本第315号29初幼教第17号子保発0330第3号）</p> <p>・認定こども園法第23条 ・認定こども園法施行規則第23-25条</p> <p>・教育保育要領第1章第2-1(4) ※参考 保育所における自己評価ガイドライン ※参考 幼稚園における学校評価ガイドライン</p>	<p>園だより、保護者への周知文書</p> <p>指導要録</p> <p>自己評価書、園だより、ホームページ等</p>

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
2 健康診断	<p>① 入園時(途中入園を含む)の健康診断、年2回以上の定期健康診断が行われていますか。また、途中入園児についても、入園後概ね3ヶ月以内に健康診断を実施していますか。</p> <p>② 歯科検診は、毎年定期的に行われていますか。</p> <p>③ 当日欠席園児について、後日速やかに園が責任を持って対応していますか。</p> <p>④ 健康診断の結果を記録するとともに、適宜家庭へ連絡し保護者が子どもの状態を理解できるよう配慮していますか。</p> <p>⑤ 園児の健康状態や発育及び発達状態を定期的、継続的に把握していますか。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>・認定こども園法施行規則第27条により準用する学校保健安全法施行規則第5条</p> <p>・教育保育要領第3章第1-1・2</p> <p>・認定こども園法施行規則第27条により準用する学校保健安全法施行規則第9条</p>	<p>健康診断記録、歯科検診記録、生育歴、予防接種歴、罹患歴、治癒証明書(与薬の留意点)</p>
3 子育ての支援	<p>① 保護者に対する子育ての支援を行っていますか。</p> <p>② 保護者と密接な連絡をとり、保育内容等について、保護者との相互理解を図るよう努めていますか。</p> <p>③ 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行っていますか。</p> <p>④ 不適切な養育等が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切な対応を図っていますか。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>・教育保育要領第4章第2</p> <p>・教育保育要領第4章第2-8</p> <p>・教育保育要領第4章第2-9</p>	<p>連絡帳、園だより(お知らせ)等 保護者会会則、決算書類等</p> <p>教育保育の記録、連絡帳等</p>

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等																
	<p>⑤ 地域における子育て家庭の保護者等に対する支援を行っていますか。またその際、地域性や専門性を考慮し地域において必要と認められるものを実施していますか。</p> <p>○下記一覧に挙げた法施行規則第2条で規定する子育て支援事業の内、貴施設において実施している事業にチェックを入れてください。</p> <table border="1" data-bbox="349 355 1189 619"> <thead> <tr> <th>✓欄</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>親子の集いの広場事業</td> </tr> <tr> <td>✓</td> <td>教育・保育相談事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>育児支援家庭訪問事業</td> </tr> <tr> <td>✓</td> <td>施設型一時保育事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>訪問型一時保育事業</td> </tr> <tr> <td>✓</td> <td>地域の子育て支援に関する情報提供・紹介事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>子育てサークル及び子育てボランティアの育成支援事業</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑥ 地域の関係機関等との積極的な連携、協力を図っていますか。</p>	✓欄	事業名		親子の集いの広場事業	✓	教育・保育相談事業		育児支援家庭訪問事業	✓	施設型一時保育事業		訪問型一時保育事業	✓	地域の子育て支援に関する情報提供・紹介事業		子育てサークル及び子育てボランティアの育成支援事業	A	<p>・教育保育要領第4章第3-1</p> <p>・教育保育要領第4章第3-2</p>	<p>子育て支援に係る記録(お知らせ、利用実績)等</p>
✓欄	事業名																			
	親子の集いの広場事業																			
✓	教育・保育相談事業																			
	育児支援家庭訪問事業																			
✓	施設型一時保育事業																			
	訪問型一時保育事業																			
✓	地域の子育て支援に関する情報提供・紹介事業																			
	子育てサークル及び子育てボランティアの育成支援事業																			
4 苦情解決	<p>① 苦情を受け付けるための窓口が設置されていますか。 <u>苦情解決責任者 職 園長 氏名 今井 伸江</u> <u>窓口担当者 職 主幹保育教諭 氏名 宮崎 千枝子</u></p> <p>② 第三者委員は設置されていますか。 <u>選任：有・無</u> <u>氏名 岡本 拡子 氏名 箱田 嘉孝</u></p> <p>③ 苦情解決の手順や方式が確立されていますか。</p> <p>④ 保護者に対して、苦情解決の仕組み等が周知されていますか。 該当欄にチェックしてください。 <input checked="" type="checkbox"/> 保護者会総会等で周知している <input checked="" type="checkbox"/> 苦情解決の仕組みについて、掲示している <input checked="" type="checkbox"/> 苦情受付ポストを設置している <input type="checkbox"/> その他</p> <p>⑤ 受け付けた苦情に対し原因が究明され、改善策が講じられていますか。 <u>事例：有・無</u> <u>苦情処理簿：有・無</u></p> <p>⑥ ⑤で事例有りの場合、改善策も含め事例の公表がされていますか。</p>	A A A D D	<p>・社会福祉法第82条 ・社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について (H12. 6. 7児発第575号)</p>	<p>苦情処理要領等</p> <p>苦情解決の掲示物</p> <p>苦情受付ポスト</p> <p>苦情処理記録</p>																

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
5 園児の安全衛生管理の状況	<p>① 学校保健計画を定めていますか。</p> <p>② 学校安全計画を定めていますか。</p> <p>③ 事件・事故・感染症等に備えた「マニュアル」等を整備し、職員会議で話し合うなど、職員の共通理解や体制作りを行っていますか。</p> <p>④ 事故が起こった場合は、保護者、市町村及び県に報告していますか。 該当欄にチェックしてください。 該当 <u>有</u>・<u>無</u> <input type="checkbox"/> 死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等 認定こども園→市町村→県→国 <u>0</u> 件 <input type="checkbox"/> 骨折等の重大な事故等(全治3週間以上) 認定こども園→市町村→県 <u>0</u> 件</p> <p>⑤ 乳幼児突然死症候群（SIDS）の事故防止に配慮していますか。 ・寝返りのできない乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かしていますか。 ・睡眠中の子どもの顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察するよう心がけていますか。 ・入園して間もない子どもに対しては、複数の職員による観察及び注意を心がけていますか。 ・うつぶせ寝や横向き寝になった場合は、仰向け寝に直すとともに、それを記録していますか。</p> <p>⑥ 感染症や食中毒が疑われる場合は、関係行政機関に報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講じていますか。 (報告が必要となるのは次の場合) ・死亡又は重篤患者が1週間に2名以上発生 ・10名以上又は全児童の半数以上発生 ・上記以外でも、特に施設長が報告を必要と認めた場合</p> <p>⑦ 感染防止の観点から、調理員専用の便所等の設備が整備されていますか。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>・認定こども園法第27条により準用する学校保健安全法第5条 ・教育保育要領第3章第3-1</p> <p>・認定こども園法第27条により準用する学校保健安全法第27条</p> <p>・教育保育要領第3章第3-2 ※参考 保育所における感染症ガイドライン</p> <p>・「特定教育・保育施設等における事故の報告等について(H27. 2. 16府政共生96号内閣府政策統括官付参事官他2者連名通知)</p> <p>・教育保育要領第3章第3-2(2)</p> <p>・社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について(H17. 2. 22雇児発第0222001号)</p> <p>・社会福祉施設等における衛生管理の徹底について(H20. 7. 7雇児総発第0707001号) ※参考 群馬県健康増進法施行細則 ※参考 大量調理施設衛生管理マニュアル</p>	<p>学校保健計画</p> <p>学校安全計画</p> <p>事故対応マニュアル 感染症対策マニュアル その他マニュアル</p> <p>事故(ヒヤリハット)報告書</p> <p>睡眠時観察記録表</p>

項目	自主点検事項	評価	関係法令等	確認書類等
	<p>⑧ 園児が使用するタオルは、個人専用のものとなっていますか。</p> <p>⑨ 麻しん、風しん等の予防接種の状況を把握し、未接種園児への接種の勧奨等を行っていますか。</p> <p>⑩ 与薬をする場合、保護者からの依頼書（医師名・薬の種類、内服方法等について記載）に基づいて適切に対応していますか。</p>	<p>A</p> <p>A</p> <p>A</p>	<p>・児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について（H9.6.30児企第16号）</p> <p>・教育保育要領第3章第1-3(2) ※参考 保育所における感染症ガイドライン</p>	<p>児童票（予防接種罹患歴）等</p> <p>与薬依頼書</p>